

## 「ビール酵母抽出グルカン」「クロルピリホス」「クロロタロニル」「ビシクロピロン」及び「フェンピロキシメート」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. ビール酵母抽出グルカン（農薬）
2. クロルピリホス（農薬）
3. クロロタロニル（農薬）
4. ビシクロピロン（農薬）
5. フェンピロキシメート（農薬）

## ビール酵母抽出グルカン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年3月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定依頼の一部変更の要請を受理
- ・食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて意見を求めるもの

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ビール酵母抽出グルカン (Glucan extracted from brewing yeast)	
構造式		
用途	病害抵抗性誘導剤	
作用機構	植物の病害応答系を活性化する病害抵抗性誘導により菌に抵抗反応を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、いちごへの新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	ADI = 設定の必要なし ( $\beta$ -1, 3 グルカンとして)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド <sup>6</sup> 基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

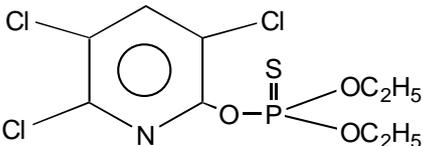
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## クロルピリホス

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されている小麦、ばれいしょ等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルピリホス (Chlorpyrifos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系殺虫剤である。 昆虫中枢神経系のアセチルコリンエステラーゼ阻害作用により殺虫作用と示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、りんご等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/day ARfD= 0.1 mg/kg 体重
	国際基準	かんきつ類、キャベツ、小麦等
	諸外国	米国基準: りんご、もも、おうとう等 カナダ基準: ネクタリン、にんにく、きゅうり等 EU基準: ブロccoli、レタス、にんじん等 豪州基準: ぶどう、いちご、キウイフルーツ等 ニュージーランド基準: たまねぎ、ばれいしょ、アボカド等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 15 年 7 月 1 日 平成 16 年 10 月 29 日 及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 3 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 21 年 10 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 2 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.001 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

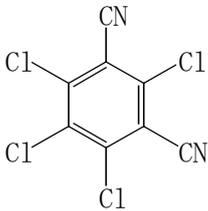
## クロロタロニル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されているアスパラガス、バナナ等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成23年9月21日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロロタロニル(Chlorothalonil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	フェニル系の殺菌剤である。 病原菌の原形質や酵素タンパクに作用し殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：きゅうり、茶、トマト等 使用方法：散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI= 0.02 mg/kg 体重/day ARfD= 0.6 mg/kg 体重
	国際基準	トマト、きゅうり、キャベツ等
	諸外国	米国基準：トマト、じゃがいも、アスパラガス等 カナダ基準：セロリ、かぼちゃ、たまねぎ等 EU基準：小麦、りんご、キャベツ等 豪州基準：ぶどう、バナナ、らっかせい等 ニュージーランド基準：豆類、レタス、もも等
食品安全委員会での評価等	初回	

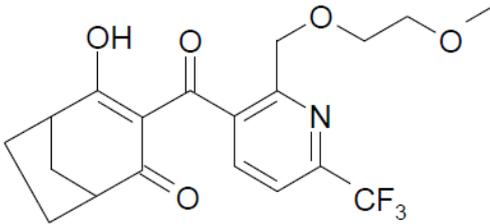
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ビスクロピロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年12月26日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ビスクロピロン(Bicyclopyrone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリケトン系の除草剤である。 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼに作用することにより、ビタミンEの生成を阻害し、除草作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国基準: 小麦、大麦、とうもろこし等 カナダ基準: とうもろこし、卵、乳等 EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
		インポートトレランス要請: 小麦、大麦、牛の肝臓等(米国)
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 27 年 2 月 13 日厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 27 年 11 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.00028 mg/kg 体重/day</p> <p>ARfD = 0.01 mg/kg 体重(妊娠又は妊娠している可能性のある女性)</p> <p>ARfD = 2 mg/kg 体重(一般の集団)</p>	

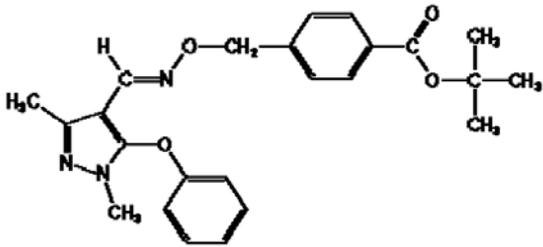
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フェンピロキシメート

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年6月19日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンピロキシメート (Fenpyroximate)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	フェノキシピラゾール系の殺虫剤である。 ミトコンドリア電子伝達系の阻害により殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 大豆、トマト、ピーマン等 今回、すもも及びネクタリンへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/day ARfD= 0.02 mg/kg 体重
	国際基準	かんきつ類、ばれいしょ、いちご等
	諸外国	米国基準: かんきつ類、とうもろこし、きゅうり等 カナダ基準: きゅうり、もも、ぶどう等 EU基準: かんきつ類、ベリー類、葉菜類等 豪州基準: りんご、なし ニューージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成 15 年 7 月 1 日 及び平成 23 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 1 月 7 日 食品健康影響評価結果を受理 <b>【2】</b> 平成 25 年 4 月 23 日厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 8 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0097 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【クロルピリホス】

- ・植物代謝試験
- ・クロルピリホス及びクロルピリホスオキシソンの血液中濃度の経時的推移
- ・コリンエステラーゼ及び神経毒性エステラーゼ阻害の比較試験
- ・用量漸増毒性試験
- ・コリンエステラーゼ阻害の比較試験
- ・ラット 28 日間免疫毒性試験

【ビシクロピロン】

- ・作物残留試験

【フェンピロキシメート】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験
- ・ラット急性神経毒性試験
- ・ラット 90 日間反復経口投与神経毒性試験
- ・イヌ強制経口投与による耐用量及び 5 日間反復投与試験
- ・イヌ単回経口投与試験
- ・ラット 4 週間飼料混入投与による免疫毒性試験